

刑事弁護の「かゆいところ」、 お答えします

■弁護士 瀬野 泰崇 (65期) ●Yasutaka Seno

■弁護士 江口 大和 (66期) ●Yamato Eguchi

はじめに

「当番から国選への切替えて、どこにどの書類を出すんだっけ？」

「拘置所の夜間接見は、いつならできるんだっけ？」

このように刑事弁護の「中身」とは別に、刑事弁護の「外側」で戸惑うこと、ないでしょうか。実際、新規登録弁護士からは、このような刑事弁護の「外側」に関しての問合せを受けることが多々あります。また、接見や差し入れ・宅下げなどについて、細かいものの知っておくと便利な点に関する質問を受けることもあります。

そこで、今回はこのような刑事弁護の「外側」に関する知識のうち、多くの方が疑問に思うものの、他人には聞きづらい「かゆいところ」について、いくつかご紹介しつつ、お答えしてみたいと思います。

刑事弁護の「外側」の「かゆいところ」Q&A

質問 1 警察署や拘置所で夜間や休日の接見はできるのでしょうか？

1 警察署の接見について

警察署での接見については、基本的には接見受付時間の制限はなく、夜間でも接見は可能です。また、一般面会と異なり、休日でも接見は可能です。もっとも、就寝時刻である午後9時以降の接見は、被疑者・被告人の負担になる可能性があるため、その点の配慮は必要になります。そこで、接見が午後9時以降に

なる場合は、事前にその旨を留置係に電話で連絡しておくことをお勧めします。

ちなみに、警察署の留置では、就寝準備が大体午後8時30分頃から午後9時頃まで行われます。この間は留置係で受付をしてくれる警察官が不在になるので、就寝準備が終了するまで待たされる可能性が非常に高いです。待つことを避けたい場合は、午後8時30分より前に受付を済ませるか、午後9時以降に接見するのがよいでしょう。

2 拘置所の接見について

拘置所の場合、法務省と日弁連との間の申合せがあります（「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等に関する申合せ」）。この申合せに従い、平日の夜間と休日（土曜日）の午前中の接見が可能なが以下のように定められています。

(1) 平日の夜間の接見の場合

拘置所の場合、平日の通常の接見時間は、午前は午前8時30分～午前12時（受付は午前11時30分まで）、午後は午後1時～午後5時（受付は午後4時まで）になります。

午後5時以降の時間は、平日の夜間接見として別途事前予約が必要になります。夜間接見の接見時間は、午後5時～午後8時です。

もっとも、夜間接見を受け付けてもらえるのは、次の①②の場合に限られます。

- ①当該面会希望日から起算して5日以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日を含む。）が指定されている場合
- ②上訴期限又は控訴趣意書等の提出期限が当

該面会希望日から起算して5日以内に迫っている場合

ただし、夜間接見について、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める時点までに予約をする必要があります。

ア 当該面会希望日当日に面会の必要が生じた場合（イに掲げる場合を除く）は、当日午後3時30分まで

イ 当該面会希望日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定されている場合は、当該面会希望日の執務時間中

なお、この「5日以内」には、土日祝日が含まれません（5営業日ということです）。そのため、例えば平成30年11月7日の水曜日が公判日の場合、11月3日と4日の土日は計算に入らないので、11月1日の木曜日から接見が可能になります。

（2）休日（土曜日）の午前中の接見の場合

事前に予約をすれば、休日接見として、土曜日の午前8時30分～午前12時の接見が可能です。この休日接見を受け付けてもらえるのは、次の①②の場合に限られます。

①当該面会希望日から起算して、2週間以内に公判期日が指定されている場合

②上訴期限又は控訴趣意書等の提出期限が当該面会日から起算して2週間以内に迫っている場合

夜間接見と異なり、休日接見の場合は、土日も含めて2週間を計算します。14営業日ではありませんので、注意しましょう。

（3）例外的取扱いについて

次の事情が存する場合であって、平日の執務時間内に面会を実施することが困難なときには、夜間又は休日（平日の執務時間と同一の時間）にも弁護士等との面会を実施するという例外的措置の取決めもあります。

ア 弁護士等が遠隔地から来訪する場合

イ 通訳を要する事案において、通訳人が遠隔地から来訪する場合

ウ 未決拘禁者から、弁護士等に対し、別件の被疑事件について取調べを受けたので至急面会したい旨の信書（電報及びファクシミリを含む。）が休日又はその直前に届いた場合

エ その他上記に準ずる緊急性及び必要性が

認められる場合

質問 2 東京拘置所は電話で接見ができると聞いたのですが、どのように行えばよいのでしょうか？

① 予約から当日の電話までの手続

刑事弁護センター（別称：外部交通センター）に電話で予約します（電話番号：03-3595-8870）。電話で、以下の内容を伝えましょう。

- ①未決拘禁者の氏名と生年月日
- ②アクセスポイントは、東京地方検察庁法テラス東京か
- ③希望日時
- ④弁護人の氏名・登録番号・所属弁護士会
- ⑤事務所のFAX番号

その後、外部交通センターから「電話による外部交通票」がFAXされてきますので、当日はその外部交通票をアクセスポイントに持参すれば、テレビ電話ができます。

なお、これは、「電話交通」と呼ばれ、刑事訴訟法第39条の秘密接見とは位置づけられてはいません。そのため、接見の秘密が完全に守られるわけではなく（アクセスポイントのブースの音漏れなど）、また捜査の必要が生じた場合等に実施できない場合があります。

② 電話交通について

電話交通には、上記のように事前の予約が必要になります。予約方法は電話のみで、予約の電話は事務所の職員からも可能です。電話による予約は、実施日の1週間前から前日の午後3時までに行う必要があります。予約の電話の受付時間は平日に限られ、午前10時～午前12時と午後1時～午後5時（ただし、実施日の前日の予約は午後3時まで）です。

電話交通ができる時間帯は、午前9時、午前10時、午前11時、午後1時、午後2時、午後3時、午後4時という枠が決められており、各枠は20分間となっています。なお、この電話交通は弁護士となろうとする者も利用できます。

質問 3 国選被告事件の判決後、どこに、どのような書類を提出するのでしょうか？ また、報告を見据えて、どのような情報をメモしておくといのでしょうか？

① 被告人国選の場合、まず法テラスに終了通

知と国選弁護報告書を

被告人国選の場合、終了日から14営業日以内に、法テラスに終了通知書と国選弁護報告書を提出します。これらの書式は、受任時に法テラスから送付される書類に含まれています。

なお、提出の仕方は、FAXで足り（郵送も可）。

2 当会では、被告人国選の場合、別途報告が求められます

当会では、国選弁護終了の際に報告書の提出が求められます。提出を求められる書類は、法テラスに提出した国選弁護報告書に加えて、当会独自の補充書、起訴状、弁論要旨及び判決書の写し（なお判決書は任意）です。補充書の書式は、当会会員サービスサイトの「書式・マニュアル」のページで「刑事関係」→「国選弁護関係書式」の欄から入手できます。

提出の仕方は、FAXで足り（郵送や持参も可）。

3 報告を見据えてメモしておくべき情報は？

(1) 公判関係

国選被告事件の終了後に法テラスに提出する報告書には、判決主文の内容を記載する必要があります。懲役刑や執行猶予の期間、罰金の金額、また未決算入の日数などを把握しておきましょう。

公判への立会時間も記載します。終了時刻や休廷時間は忘れがちになりますので、注意しましょう。もし思い出せない場合は、裁判所の担当部に確認することができます。

(2) 閲覧・謄写の日付や費用、接見の日付・場所について

法テラスに謄写費用を請求する場合に備えて、謄写した際の領収証は原本か写しを保管しておきましょう。

また、当会では、記録の閲覧・謄写をした日付や、起訴以降に接見をした日付と場所についても報告する必要があります（補充書に記入欄があります）。これらは被告事件終了時には忘れてしまいがちな情報なので、定期的にメモしておくようにするとよいでしょう。

(3) 交通費のために把握しておくべき情報について

長距離移動や出張をした場合の交通費は、通常の経路方法に基づく実費額・燃料代・直線距離に応じた定額が支給されます。その際、移動経路や実費額を申告する必要があるため、忘れずにメモしておきましょう。また、領収証も必要になりますので、保管しておきましょう。

詳しくは、法テラスから受任時に配布される「国選弁護事件を受任される弁護士の方へ」という資料を参照してください。

質問 4 当番や勾留前援助から被疑者国選への切替えは、どうやるのでしょうか？

1 当番から被疑者国選への切替え

(1) 現在の基本的運用

当番弁護で接見した事件について、私選（勾留前援助）では不受任とし、被疑者国選で受任しようとする場合に必要な手続について、これまでは若干の混乱が見られました。

現在は、当番弁護で接見した弁護士が、法テラス宛てに「国選弁護人の選任に関する要望書」をFAXしておけば、被疑者本人が勾留質問の際に国選弁護人の選任申出をすることにより、国選弁護人として選任されるようになっていきます（郵送も可）。

ただし、法テラスへの要望書のFAXが遅れてしまうと、他の弁護士が国選弁護人に選任されてしまいます。そのため、法テラスへの要望書は、接見当日か、遅くとも勾留質問の開始時までにはFAXしてください。

(2) 例外

なお、今述べたことは通常の場合に関する運用です。もし弁護士が特に希望する場合や、被疑者本人が勾留質問時に国選弁護人選任申出をすることが困難と思われる場合（知的障害・精神障害・外国人で意思疎通が困難な場合等）には、被疑者の署名捺印のある「国選弁護人選任請求書・資力報告書」（原本）と法テラスへの要望書の写しを、勾留質問の開始時までには刑事14部に提出することができます。

(3) 資力が50万円以上あるときの注意点

なお、被疑者の資力が50万円以上ある場合に被疑者国選に切り替えるには、当番接見の際に「不受任通知書（本人用）」を差し入れるとともに、「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を

裁判所へ提出する際に「不受任通知書（弁護士会提出用）」も添付資料に加えましょう。

㊦ 勾留前援助から被疑者国選の切替え

(1) 勾留前援助からの切替えの手続（勾留決定後に切り替える場合）

当番接見後に勾留前援助を用いた後で被疑者国選に切り替える場合は、まず弁護士辞任届の原本を検察庁に提出し、その写しに検察庁の受領印をもらってください。そして、辞任届の写しと法テラス宛ての要望書を添付資料として「国選弁護士選任請求書・資力申告書」（原本）を刑事14部に提出します。その後速やかに（あるいは事前に）法テラス宛てに上記要望書をFAXしてください。そうすれば、被疑者国選弁護士に選任されます。

(2) 勾留前援助からの切替えの手続（勾留決定時に切り替える場合）

なお、勾留前援助から被疑者国選への切替えを、勾留決定時に行うことも可能です。この場合、国選弁護士選任の申出は、勾留質問の際に被疑者本人から裁判所に対して申し出ってもらう方法も可能ですし、被疑者本人に事前に署名押印してもらった「国選弁護士選任

請求書・資力申告書」を弁護士から提出する方法も可能です。いずれの場合も、弁護士辞任届（検察庁の受領印付き）と法テラス宛て要望書を刑事14部に提出し、その後速やかに（あるいは事前に）法テラス宛てに要望書をFAXする必要があることは、(1)と同じです。

おわりに

今回取り上げた質問は、新人や刑事事件の取扱いの少ない先生から寄せられた疑問のほんの一例です。誰もが最初は新人であったはずで、皆、少なからずこのような疑問に直面し、悩んだご経験があるのではないのでしょうか。

このような刑事弁護の「外側」の手続的な煩わしさから、多くの弁護士が刑事弁護を敬遠してしまう事態は、刑事弁護界全体にとって好ましくないと考えています。私たちは、引き続きこのような刑事弁護の「外側」の煩わしさや新人が一度は悩むような問題にも真剣に向き合い、その解決策を何らかの形で示していきたいと考えています。 NIBEN



TOPPAN



東京2020オフィシャルパートナー(印刷サービス)

凸版印刷は、東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。

凸版印刷株式会社 www.toppan.co.jp 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地